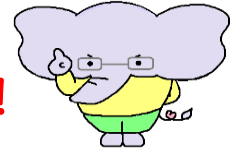


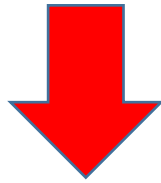
民事調停ってなに？

身近なトラブルを話し合いで解決する制度です！



➤日常生活における身近なトラブルを解決する手段として、裁判のような厳格な手続ではなく、調停委員会が、お互いの意見をそれぞれ聴いて歩み寄りを促し、お互いが合意することで、トラブルを円満に解決します。

➤調停委員会は、裁判官と一般市民から選ばれた2人の調停委員で組織されます。



例えば・・・

- 貸したお金を返してくれない
- 交通事故の怪我の治療費や車の修理費を払ってもらえない
- 敷金を返してもらえない
- 残業代を支払ってもらえない
- 借金があり、このままでは返済を続けていくことが難しい
- ご近所とのトラブルを解決したい



このような場合に民事調停の利用をご検討ください。



民事調停の特徴



手続が簡易

- 法律的な知識は特に必要ありません。
- 申立書の作成も簡単です。
 - 申立書の書式例(ダウンロード)はこちら
 - 申立書の書式例は簡易裁判所の窓口にも備え付けています。

費用が安い

- 例えば、**50万円**の貸金の返還を求める場合
 - ・ 民事訴訟の場合には、収入印紙**5000円**と郵便切手**6000円**が必要です。
 - ・ 民事調停の場合には、収入印紙**2500円**と郵便切手**670円**ですので、民事訴訟と比べて安く済みます。

早期解決

- 多くの事件が申立てから**3か月以内**で終了しています。

判決と同一の効力

- 調停が成立すると、判決と同じ効力を持つ「**調停調書**」が作成されます。
- 調停調書とおりの支払等がなされない場合、**強制執行**ができる場合があります。
- 判決よりも調停の方が、**任意の履行率が高い**と言われています。
 - 双方が納得の上で調停が成立しますので、その話合いの内容(例えば、金銭の支払等)についても任意に履行される場合が多いようです。
 - 任意の履行がなされた場合には、別途、強制執行の申立ては必要ありません。

調停手続の流れ

調停の申立て



- 申立書を裁判所に提出します。郵便で提出することも可能です。
- 申立書の提出先と書き方、必要な手数料は職員がご案内します。

調停期日 話合い



- 調停が始まるまで待合室でお待ちいただきます。
- 待合室は申立人と相手方は別々に設置されています。



- 調停期日は1回～数回行われます。
- 調停の冒頭と調停成立・不成立時を除き、それぞれ個別に事情をお伺いします。
- 調停の冒頭と調停成立・不成立時についても相手の方と顔を合わせたくないという特別な事情がある場合には調停委員会に申し出てください。

調停成立！



- 話合いを行っても、どうしても折り合いがつかない場合は「調停不成立」として、民事調停事件が終局することがあります。
この場合には、別途、民事訴訟等の手続をご検討いただくことになります。

問合せ先

➤民事調停制度についての詳しい内容については、最寄りの簡易裁判所までお問い合わせください。

裁判所名	住所	電話番号
長野簡易裁判所	〒380-0846 長野市旭町1108	026-403-2048
飯山簡易裁判所	〒389-2253 飯山市大字飯山1123	0269-62-2125
上田簡易裁判所	〒386-0023 上田市中央西2-3-3	0268-40-2210
佐久簡易裁判所	〒385-0022 佐久市岩村田1161	0267-67-1526
松本簡易裁判所	〒390-0873 松本市丸の内10-35	0263-32-3045
木曾福島簡易裁判所	〒397-0001 木曾郡木曾町福島6205-13	0264-22-2021
大町簡易裁判所	〒398-0002 大町市大町4222-1	0261-22-0121
諏訪簡易裁判所	〒392-0004 諏訪市諏訪1-24-22	0266-52-9213
岡谷簡易裁判所	〒394-0028 岡谷市本町1-9-12	0266-22-3195
飯田簡易裁判所	〒395-0015 飯田市江戸町1-21	0265-22-0165
伊那簡易裁判所	〒396-0026 伊那市西町4841	0265-72-2719

行ってみようかな
裁判所・・・



お気軽に
お問い合わせください！

